

山梨県公報

第二千四十二号

平成二十二年

五月二十日

木曜日

目次

河川区域の指定(二件)……………三三三

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三三三

基本測量の実施……………三三四

随意契約の相手方の決定について……………三三四

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三三四

開発行為に関する工事の完了について……………三三五

告 示

山梨県告示第八十七号

富士川水系に係る指定区間の一級河川滝童川について、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図書を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

次の図面(第一号図から第六号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

山梨県告示第八十八号

富士川水系に係る指定区間の一級河川法輪沢川について、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図書を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月二十日

次の図面(第一号図から第三号図まで)の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域
(図面省略)

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年五月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人のつぶいの郷

2 代表者の氏名 坂本智

3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町黒沢七百三十番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らす人々や障害がある方に対して、大量に排出される生ゴミ・食物残渣をもつたいないの精神により資源として再利用し、安心・安全な食料を提供できる持続可能な農を中心とする地域循環型事業を進める。更に、この農を通して、障害者のリハビリテーションを行い、身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す障害者の自立支援と就労支援をサポートする事を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年五月十二日から同年七月十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年五月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人富士山麓観光まちづくり研究所
 - 2 代表者の氏名 岸野正美
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町河口三百六十一番地一
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、地域の観光資源を活用し地域住民が主体となった観光まちづくりの実現を図るため、地域住民はじめ観光まちづくりに関心や参画の意思を有する人びと及び団体に対して、観光まちづくりに関する知識・手法の学習機会提供、情報提供、提言、活動支援、交流の場づくり等に関する事業を行うとともに、観光まちづくりに係る調査研究、企画立案、新規事業の創造等の事業を行うことにより、住んでよし、訪れてよしの観光まちづくりを推進し、地域住民の生きがいを創出するとともに広く地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年五月十二日から同年七月十一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十二年四月二十二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年五月二十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成業務）
- 二 作業期間 平成二十二年四月三十日から平成二十三年三月二十二日まで
- 三 作業地域 南都留郡鳴沢村、南巨摩郡南部町、甲府市及び南巨摩郡身延町

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年五月二十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 随意契約に係る（物品等・借入物品等・役務）の名称及び数量
- 土木設計積算システム（CYDEEN）運用支援・保守業務

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県土木整備部技術管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十二年三月二十三日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号
- 五 契約金額 五千九百九十四万四千五百円
- 六 随意契約によることとした理由

土木設計積算システム（CYDEEN）は、株式会社日立情報システムズが開発したシステムであり、保守については同社のみが行えるものであるため。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

西八代郡市川三郷町市川大門字向新田三四三三の二の一部、三四三三の三の一部、三四三三の四の一部、三四三三の五の一部、三四三三の六の一部、三四三三の七の一部、三四三三の八の一部、三四三三の九の一部、三四三三の〇の一部、三四三三の二の一部、三四三三の三の一部、三四三三の四の一部、三四三三の五の一部、三四三三の六の一部、三四三三の七の一部、三四三三の八の一部、三四三三の九の一部、三四三三の〇の一部、三四四一の二の一部、三四四一の三の一部、三四四一の四の一部、三四四一の五の一部、三四四一の六の一部、三四四一の七の一部、三四四一の八の一部、三四四一の九の一部、三四四一の〇の一部、三四四五の二の一部、三四四五の三の一部、三四四五の四の一部、三四四五の五の一部、三四四五の六の一部、三四四五の七の一部、三四四五の八の一部、三四四五の九の一部、三四四五の〇の一部、三四五〇の二の一部、三四五〇の三の一部、三四五〇の四の一部、三四五〇の五の一部、三四五〇の六の一部、三四五〇の七の一部、三四五〇の八の一部、三四五〇の九の一部、三四五〇の〇の一部、三六〇七の二の一部、三六〇七の三の一部、三六〇七の四の一部、三六〇七の五の一部、三六〇七の六の一部、三六〇七の七の一部、三六〇七の八の一部、三六〇七の九の一部、三六〇七の〇の一部、三六六三の二の一部、三六六三の三の一部、三六六三の四の一部、三六六三の五の一部、三六六三の六の一部、三六六三の七の一部、三六六三の八の一部、三六六三の九の一部、三六六三の〇の一部及び道の区域
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路	次の図のとおり

水路
公園
緑地
貯水施設

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽南建設事務所及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十 三 市川三郷町長 久保 眞一

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年五月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

昭和三条字山梨七八九の五、七八九の六、七九四、七九七、七九八及び水路の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡早川町新倉千九百十二番地 望月 敏文

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番